

# (仮称) 小平市自治基本条例案

## 目次

### 前文

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 3 条)
- 第 2 章 市民(第 4 条－第 9 条)
- 第 3 章 参加及び協働(第 10 条－第 13 条)
- 第 4 章 市民投票制度(第 14 条)
- 第 5 章 コミュニティ活動(第 15 条・第 16 条)
- 第 6 章 市議会(第 17 条－第 19 条)
- 第 7 章 市長等(第 20 条－第 22 条)
- 第 8 章 行財政運営(第 23 条－第 32 条)
- 第 9 章 国、都等との関係(第 33 条－第 36 条)
- 第 10 章 条例の位置付け及び見直し(第 37 条・第 38 条)
- 第 11 章 委任(第 39 条)

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、江戸時代に玉川上水の開通と新田開発によって開け、用水の水と田園の緑あふれるまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

私たちは、先人が拓き長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切に  
する心を育み、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学び、そして文化の調和のとれた豊かな  
地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」をめざし  
ます。

そのために私たちは、市政を市議会及び市長に信託するとともに、  
参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりをすすめます。

今ここに私たちは、自治の基本的な理念とすすめ方を明らかにする  
規範として、この自治基本条例を定めます。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、市議会、市長等のあり方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とします。

(自治の基本理念とその実現)

**第2条** 市民は、主権者として市議会と市長に市政を信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組みます。

2 市議会と市長は、市民の信託に応え、公正かつ適切に市政を行います。

3 市民、市議会及び市長は、情報共有、参加及び協働を基本的な指針として、前2項に掲げる自治の理念を実現します。

(定義)

**第3条** この条例における用語の定義は、次に掲げるところによるものとします。

(1)「市民」とは、小平市に住所を有する個人をいいます。

(2)「市民等」とは、市民のほか、小平市で働き、学び、又は活動する個人及び小平市で活動する法人その他の団体を含め総称します。

(3)「市」とは、市議会及び市長その他の執行機関で構成される小平市の行政組織の全体をいいます。

(4)「市政」とは、市議会及び市長その他の執行機関によって行われる政治及び行政の全体をいいます。

(5)「参加」とは、市民が、市政の計画、実施、評価の各過程において、市に対し積極的に自らの意見を表明することをいいます。

(6)「協働」とは、市民等と市とが、それぞれの役割及び責任のもとで公共的なサービスの提供を協力して行うことをいいます。

(7)「まちづくり活動」とは、地域社会の維持及び向上に役立つ市民等の諸活動をいいます。

## 第2章 市民

(行政サービスを受ける権利及び負担の義務)

**第4条** 市民及び小平市に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、条例又は法令の定めるところにしたがって、行政サービスを受ける権利を有し、市政に要する費用を租税等により負担します。

(市政に参加する権利)

**第5条** 市民及び小平市に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加する権利を有します。

2 前項に掲げるもの以外であって、小平市で働き、学び又は活動する個人及び小平市で活動する法人その他の団体は、別に定めるところにより、市民に準じ市政に参加することができます。

(知る権利)

**第6条** 何人も、市政に関する情報を知る権利を有します。

(まちづくり活動の自由)

**第7条** 市民等は、自治活動、ボランティア活動その他のまちづくり活動を自由に行うことができます。

2 まちづくり活動を行うに当たっては、互いの意見と行動を尊重しなければなりません。

(男女共同参画社会の形成の推進)

**第8条** 市民等及び市は、市民自治の基盤である、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成を推進します。

(法人等の社会的責任)

**第9条** 小平市で活動する法人その他の団体は、業務の適正・適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分自覚し、それぞれの立場においてその責任を果たすよう努めなければなりません。

### 第3章 参加及び協働

(参加の対象等)

**第10条** 市は、次の事項について、市民が市政に参加する機会を保障します。

- (1) 市の基本構想、基本計画又は個別分野における施策の基本的事項を定める計画の策定又は変更
  - (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る内容案の策定
  - (3) 市民生活に大きな影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃
  - (4) 市民の利用に供される重要な施設の設置又は廃止
  - (5) 前各号に準ずるものとして別に定める事項
- 2 内容が軽微なもの、緊急を要するもの、国の法令によって定められるもの、租税に関するもの等は、前項の対象外とすることができます。
- 3 市は、審議会の委員就任、公聴会への出席、意見公募手続、提案書の提出その他幅広い方法で、市民が前2項の規定による対象に参加できるようにします。
- 4 市は、意見公募手続又は提案書の提出により市民から表明された意見について、十分に考慮し、適切に回答します。

(参加における配慮)

**第11条** 市は、高齢者、障がい者、子ども（18歳未満の市民をいいます。）等を含め、市民のだれもが容易に市政に参加できるよう、工夫し、配慮しなければなりません。

(協働の推進)

**第12条** 市民等及び市は、地域のさまざまな課題の解決に向けて協働することができます。

- 2 協働に当たっては、市民等と市が対等の立場で十分な協議を行い、合意の上、その必要理由及び条件を明確にして行うものとします。

(協働推進の基盤づくり)

**第13条** 市は、協働の推進を図るため、活動の機会と場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他協働推進の基盤づくりに努めます。

## 第4章 市民投票制度

**第14条** 市は、市政に関する重要問題について、市民、市議会又は市長の発議に基づき、主権者である市民の意思を直接に確認するた

めの市民による投票（以下「市民投票」といいます。）を実施することができる制度を設けます。

- 2 市政に関する重要問題は、これについて市民投票が実施された場合には、その結果を尊重して処理されなければなりません。
- 3 市民投票制度に関するその他の必要な事項については、別に条例で定めます。

## 第5章 コミュニティ活動

（コミュニティ活動）

**第15条** 市民等は、市内のそれぞれの地域において、住みよい地域社会を築くことを目的として、地域を基盤とする、又はその目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動（以下「コミュニティ活動」といいます。）を行うことができます。

（コミュニティ活動への支援）

**第16条** 市は、地域におけるコミュニティ活動の役割及び自主性を尊重し、これに対し適切な支援を行います。

## 第6章 市議会

（議会運営の基本原則）

**第17条** 市議会は、市民から選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関として、市民に開かれ、市民に分かりやすい、市民から信頼される議会を実現することを議会運営の基本とします。

（市議会の責務）

- 第18条** 市議会は、市にふさわしい条例の制定に努めるとともに、適正に市政運営が行われているかについて、市民の視点で監視し、けん制する役割に努めます。
- 2 市議会は、条例の制定改廃、予算、決算の認定等の議決等を行うに当たっては、十分な討議に努めます。
  - 3 市議会は、会議の公開及び情報公開を行うことにより市民との情報共有に努め、市民に説明責任を果たすよう努めます。

(市議会議員の責務)

**第 19 条** 市議会議員は、市民から選ばれた公職者としての責任を自覚して、その職務を果たすように努めます。

2 市議会議員は、市民の要望に配意した政策提言と政策立案に努めます。

## 第 7 章 市長等

(市長の責務)

**第 20 条** 市長は、市民から選挙により選ばれて市民を代表する公職に就いたことを強く認識し、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進します。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、市職員を適切に指揮・監督して市政の運営を行います。

(市長以外の執行機関の責務)

**第 21 条** 市長以外の市の執行機関は、市長とともに、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進します。

(市職員の責務)

**第 22 条** 市職員は、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民からの信頼づくりに努め、市民本位の市政を推進します。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組みます。

## 第 8 章 行財政運営

(行財政運営の基本方針)

**第 23 条** 市は、市民の福祉向上のため、市民の意向を的確にとらえ、市民の視点に立ち、民主的かつ効率的な行財政運営を進めます。

(長期総合計画)

**第 24 条** 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を策定し、それに基づいて、計画的な市政運営を行います。

(組織と人事)

**第25条** 市は、効率的かつ機能的で柔軟に対応できる組織体制をつくりま

- 2 市は、その組織が、市民のための政策の企画立案に当たり、先見性と創造性を発揮できる人材集団として機能するよう、職員の採用及び能力開発に取り組みます。

(情報の共有)

**第26条** 市政に関する情報は、市と市民との間で共有ができるよう、情報公開を総合的に推進するものとして、次の事項を基本とします。

- (1) 市は、市の保有する市政に関する各種の情報(業務の委託に係るもの等を含みます。)を、積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供します。

- (2) 市は、保有する情報について開示請求を受けたときは、適切かつ迅速に公開します。

(個人情報保護)

**第27条** 市は、個人の権利及び利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。

- 2 市は、何人に対しても、自己の個人情報に係る開示その他の適正な措置を請求する権利を保護するため、必要な措置を講じます。

(苦情及び要望への対応)

**第28条** 市は、市政に関する苦情及び要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応します。

- 2 市は、苦情及び要望への対応のため、必要があると認められる場合は、第三者機関を設置します。

- 3 市は、苦情及び要望を十分に分析し、市政に役立つよう活用します。

(評価・検証)

**第29条** 市は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、市政の取り組みを評価・検証し、その結果を公表します。

- 2 前項の評価・検証については、外部の意見を取り入れ、その客観性及び透明性の確保に努めます。

(行政手続)

**第30条** 市は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護するために、行政処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に実施します。

(政策法務)

**第31条** 市は、地域の実情に合わせた積極的な政策の形成と実行のために必要な政策法務能力の向上を図るとともに、条例及び規則を体系的に、かつ、分かりやすく整備します。

(財政のあり方)

**第32条** 市は、その財政状況を総合的に把握し、最少の経費で最大の効果を上げるよう健全な財政運営を行います。

2 市は、健全な財政運営のため、中長期の財政計画を立案します。

3 市は、長期総合計画、財政計画を踏まえ、予算を編成しなければなりません。

4 市は、事務事業の見直しに不断に取り組みます。

5 市は、税の公正な賦課及び効率的な徴収、新しい財源の創出、市有財産の活用及びその見直し等を行い、財源基盤の強化に努めます。

6 市は、市の財政状況（市が資本の25%以上出資している団体、一部事務組合等のものを含みます。）を市民に分かりやすく公表します。

## 第9章 国、都等との関係

(国及び都との関係)

**第33条** 市は、国及び東京都と適切な関係を保つとともに、両者に対し、基礎自治体としての充実と発展を図るために必要な制度、政策等の改善について必要な取組みを行います。

(他の地方公共団体との関係)

**第34条** 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

(災害等に対する協力連携等)

**第35条** 市は、市民の身体、生命及び財産を災害等から守るため、



災害等の防止及び災害等発生時の対応に関し、市民等、他の地方公共団体、関係行政機関、各種の事業所等との協力、連携及び相互支援を図るよう努めます。

(国際的な関係)

**第 3 6 条** 市は、人類が共通して直面する環境問題等国際的な課題が地域社会の課題と深く関わっていることを認識し、国際社会の一員として連携しながらその解決に取り組むよう努めます。

## 第 1 0 章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

**第 3 7 条** この条例は、小平市の自治の基本を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとします。

(条例の見直し)

**第 3 8 条** 市は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ適切にこの条例を見直すものとします。

## 第 1 1 章 委任

**第 3 9 条** この条例の施行に関し必要な事項は、条例、規則等で別に定めます。